

笠松運動公園指定管理者指定申請に係る質問に対する回答

令和 8 年 8 月 31 日

茨城県教育庁学校教育部保健体育課

質問①

指定期間は令和 9 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 4 年間（令和 9 年度～令和 12 年度）と認識しておりますが、収支計画内訳書には令和 13 年度の記載欄があります。

（申請書類一式 P.9）

令和 13 年度欄は削除し、令和 9 年度～令和 12 年度の 4 か年度分のみ記載することによってよろしいでしょうか。

回答①

お見込みの通り

質問②

（1）業務の内容及び基準「5. スポーツ振興業務」に基づき、指定管理者が有料公園施設を活用してスポーツ教室、イベント等の主催事業を実施する場合、当該施設に係る利用料金の取扱い（利用料金の負担の有無、減免・免除の可否等）についてご教示ください。

（2）売店、自動販売機、物販設備等の便益施設について、指定管理者等が県へ支払う使用料の算定方法（計算式・単価等）をご教示ください。

また、可能であれば、現指定管理者が現在支払っている使用料の金額又は直近年度の支払実績についても併せてご教示ください。

回答②

（1）茨城県都市公園管理規則第 13 条の 6（6）に該当するため、全額減免の対象となる。

（2）・【売店】

茨城県都市公園条例第 11 条第 1 項別表第 2（2）の単価（1,050 円）に面積と月数を掛けた額になります。

・【自動販売機】

茨城県都市公園条例第 11 条第 1 項別表第 2（1）の単価（27 円）に面積と月数を掛けた額になります。

支払実績は、保健体育課へご連絡いただければ提供いたします。

質問③

二次審査（プレゼンテーション）について、現時点で決定している範囲で、以下をご教示ください。

（1）実施日時、全体の所要時間及びプレゼンテーション・質疑応答の持ち時間

（2）出席可能人数

（3）使用可能な機材（プロジェクター、スクリーン等）及び当日資料の配布可否

（4）審査項目ごとの配点又は配点割合の公表予定の有無

回答③

（1）実施日時：10 月 2 日

全体の所要時間：30 分（うちプレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分）

(2) 出席可能人数：6名

(3) 使用可能な機材：プロジェクター及びスクリーンはこちらで準備いたします。

当日資料の配布可否：否。提出いただいた申請書類を事前に委員の方々にお渡ししています。

(4) 審査項目ごとの配点又は配点割合の公表予定の有無：第二次審査実施後、選定結果についてホームページに記載。

質問④

収支計画及び利用促進計画の検討資料とするため、過去3か年度について、施設別の利用者数、利用件数及び利用料金収入の月別実績をご提供いただくことは可能でしょうか。

回答④

提供資料の詳細を確認する必要があるため、保健体育課へご連絡願います。(提供可能と思われます。)

質問⑤

収支計画の積算資料とするため、過去3か年度について、以下の内訳をご提供いただくことは可能でしょうか。

(1) 光熱水費

電気、上下水道、ガス、燃料等の各項目について、月別の使用量及び料金をご教示ください。

また、可能な範囲で、施設別の内訳についてもご提示いただけますと幸いです。

(2) 修繕費

実施した修繕について、可能な範囲で、対象施設、修繕内容及び金額の内訳をご教示ください。

(3) 役務費、その他委託費、その他経費、事業費（自主事業等）

各費目について、主な支出内容及び金額の内訳をご教示ください。

回答⑤

提供資料の詳細を確認する必要があるため、保健体育課へご連絡願います。(提供可能と思われます。)

質問⑥

芝生管理業務の積算及び管理体制の検討資料とするため、陸上競技場、補助陸上競技場、投てき場及び球技場における芝生管理業務について、直近年度の委託費用をご教示ください。

可能であれば、各施設別の委託費用の内訳についても併せてご教示ください。

回答⑥

提供資料の詳細を確認する必要があるため、保健体育課へご連絡願います。(提供可能と思われます。)